

本誓約書は、日本入国の空港で検疫所に提出する必要がありますので、必ず入国時に持参してください。

The traveler must submit a copy of this “Written Pledge” to the airport quarantine office when entering Japan.

ビジネストラックを利用して入国する人は、水際対策強化に係る新たな措置（5）（令和3年1月8日）に基づく緊急事態宣言期間における検疫の強化を踏まえ、同解除宣言が発せられるまでの間の措置として、本誓約書を提出する必要があります。

Business Track

（2021年1月8日更新）

特別永住者の方はこちらにチェック

外務大臣
厚生労働大臣 殿

誓約書

1 一般的事項

（企業・団体名）_____ は、下記の者（以下「対象者」といいます。）の本邦入国／再入国／帰国（以下、入国という）に際し、以下の事項を誓約いたします。

（1）対象者

名前（アルファベット）	国籍	旅券番号	出発国・地域	本邦滞在予定期間 （本邦居住者は記載不要）

入国前14日以内に入国拒否の対象地域に滞在歴がある場合、右欄にチェックを入れること

（2）誓約内容

ア 対象者の渡航目的が真に急を要し、必要不可欠なものであり、かつ本邦入国後の14日間の自宅待機期間中にも限定的な範囲でビジネス活動を行うことが必要不可欠であること。具体的な理由については以下に記載のとおり。

イ 対象者が、本邦入国前14日以内に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく入国拒否の対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がないことを保証すること。（注）

（注）出発国・地域から訪日する途中で出発国・地域以外の国・地域を経由する際、当該国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、滞在歴があるものとします。

ウ 対象者に対し、本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動及び本邦入国後14日間は別添の本邦活動計画書の記載事項に従った行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。本誓約書を含む必要書類が提出できない場合又は書類に不備がある場合、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず、対象者は本邦入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機し、不特定の者との接触を行わないことが要請される場合があることを理解すること。

エ 対象者に対し、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。

オ 対象者が、上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して、また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある

症状を有することが確認された場合には、主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所及び対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対して、直ちに報告するとともに、日本国政府の関係当局の指示に従うこと。

2 防疫事項

当企業・団体として、以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

(1) 対象者は、本邦入国前 14 日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への入国を中止すること。

(2) 対象者が入国前 14 日以内に入国拒否の対象地域での滞在歴がある場合

対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること。対象者が日本人又は特別永住者の場合、入国時には検疫官に対し、当該証明書又はその写しを提出すること。対象者が外国人（特別永住者を除く）の場合、入国時には検疫官に当該証明書又はその写しを提示し、入国審査官に当該証明書又はその写しを提出すること。なお、外国人である対象者が入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。

対象者が入国前 14 日以内に入国拒否の対象地域での滞在歴がない場合

対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得すること。本邦入国時には検疫官に対し、当該証明書又はその写しを提出すること。

事前の検査証明の取得が出来ない場合には、本邦活動計画書の記載事項にかかわらず、対象者は本邦入国後 14 日間、自宅又は宿泊場所で待機し、不特定の者との接触を行わないこと。

(3) 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。やむを得ず、空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は受入企業・団体が確保した施設（他者と一切接触しないような個室管理の出来る施設）とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。

(4) 対象者は、本邦入国時に、滞在期間をカバーする民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的保険制度に加入していること。

(5) 対象者又は受入企業・団体は、本邦入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンにLINEアプリをインストールし、また、本邦入国後 14 日間毎日、同アプリを活用し、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。

(6) 対象者は、本邦入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、本邦入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。

(7) 対象者は、本邦入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、本邦入国後 14 日間、位置情報を保存すること。

(8) 対象者は、本邦入国後 14 日間、公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと。

(9) 対象者は、本邦入国後 14 日間、ビジネス関係での滞在場所（受入企業・団体や取引先のオフィス・工場等）を業務上必要最小限のものにすること。

(10) 対象者は、本邦入国後 14 日間、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所でのみ行動し、接待・会食等についてもこれらの場所にて実施すること。

(11) 対象者は、本邦入国後 14 日間、検査結果待機場所、宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外に、不特定の者との接触を行わないこと。

(12) 受入企業・団体は、対象者の本邦入国後 14 日間、日時、滞在場所ごとに対象者が接触した者を記録すること。

(13) 対象者は、本邦入国後 14 日間、本邦活動計画書に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は

